

### 2019 年度 就学支援金申請にかかる個人番号（マイナンバー）の準備について

2019 年度からの国の就学支援金の受給に関する手続きが変わることに伴い、毎年 6 月ごろに行われる収入状況届および受給資格認定申請が、前倒しして 4 月に行われることになりました。

また併せて、2019 年度より課税証明書ではなく、親権者（父母等保護者）の個人番号（マイナンバー）の提出が必要となります。

3 月下旬までに、就学支援金申請書（収入状況届兼用）および個人番号（マイナンバー）提出に関する書類をお届け（郵送予定）しますので、下記ご準備をお願いします。

#### ◆ 親権者の個人番号（マイナンバー）提出について必要（下記 ABCD のいずれか）

A：通知カード（オモテ面）のコピー

B：個人番号カード（ウラ面）のコピー

C：個人番号が記載された住民票の写し（コピー不可）

D：個人番号が記載された住民票記載事項証明書（コピー不可）

※ 下記①②③のいずれかが異なる方は C か D でご提出が必要です（A、B での提出は不可）

① 現住所

② 通知カード（または個人番号カード）の住所

③ 平成 30 年 1 月 1 日現在の住所

画像見本サンプル

通知カード（オモテ面）



個人番号カード（ウラ面）



- ※ 親権者に収入があってもなくても保護者全員分（父母等ふたり親の場合 2 名分）が必要です。
- ※ 現在就学支援金を受給していない方で、今後も受給を希望しない方（授業料等について全額個人負担される方）はマイナンバーの提出は不要ですが、今後、ご家庭の事情が変わって受給を希望することになった場合のことを考え、この機会にご提出いただくことをお勧めします。
- ※ 生活保護受給者の場合、税の申告状況により後日追加書類を求められる場合があります。
- ※ 親権者の個人番号（マイナンバー）を提出できない事情がある人は本校会計課（0721-53-5281）までご連絡下さい。
- ※ 通知カード、あるいは個人番号カードを紛失された方は再発行が可能ですが、1 ヶ月以上かかる場合があります。再発行を含め、マイナンバーに関するお問い合わせは「マイナンバー総合フリーダイヤル」（0120-95-0178）へご相談下さい。